

# 第3次屋久島町子ども読書活動推進計画



令和3年度

屋久島町教育委員会

## 目次

はじめに	・・・・・・・・	1
第1章 基本的な考え方	・・・・・・・・	2-3
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	・・・・・・・・	3-6
第3章 推進体制の確立	・・・・・・・・	6-7

## はじめに

子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。そのため、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

鹿児島県では、全国に先駆けて昭和 35 年に開始された「親子 20 分間読書運動」を契機に読書活動の推進に取り組み、平成 16 年には「鹿児島県子ども読書活動推進計画」が策定されて以降、第 2 次、第 3 次の推進計画を経て、それまでの取組の成果と課題を踏まえて平成 30 年 12 月に具体的な目標が設定された「第 4 次推進計画」を策定しています。

各市町村においては国や県の計画を基本としながら、地域が受け継いできた歴史、文化、伝統や、子どもの読書活動の実態を踏まえ独自の計画を策定してきました。

本町においても、国及び県の諸施策を踏まえ、平成 21 年に策定された「屋久島町子ども読書活動推進計画」を平成 27 年に「第 2 次屋久島町子ども読書活動推進計画」と改訂し、以下の取組を推進してきました。

屋久島町の子どもたちがそれぞれの発達段階に応じて読書に親しむきっかけづくりとして「おはなし会」や「子ども読書の日大会」、「ブックスタート事業」の実施をはじめ、読書習慣の形成・確立、自主的に読書活動に取り組むことができるような環境の整備として「1 日 20 分読書運動」の展開と読書ボランティアの育成に努めてきました。

また、令和 3 年度から公立図書館並びに学校図書館の電算化を図るとともに、読書通帳の導入により、多様な情報を入手しやすくし、読書の実績を可視化するなど、これまで以上に読書に親しみやすい環境を整えたところです。

しかし、年齢が高くなるにつれて不読率が上昇している状況の改善には至っていないほか、電子機器やネット環境の普及等もあり、子どもの読書活動が生活の中に定着しているとは言い難い面もあります。今後は、すべての子どもが読書の習慣を身に付け、生涯にわたって維持していくため、子どもを取り巻く関係各機関の御理解と御協力のもとに、町が一体となって取り組む必要があります。

今回改訂する『第 3 次屋久島町子ども読書活動推進計画』の実施期間は、令和 3 年度から概ね 5 年間とし、屋久島町教育行政の基本方針の 1 つである『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』を図り、未来を担う子どもたちの読書活動がより一層充実することをめざし策定するものです。

## 第1章 基本的な考え方

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子ども自身の成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいく必要がある。そのため、本町においては基本方針・推進の柱・スローガンを次のように定める。

### 【基本方針】

- 1 子どもの読書活動について、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進に努める
- 2 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努める
- 3 子どもの読書活動に関する町民の理解と関心の向上に努める

### 【推進の柱】

- I 家庭における子どもの読書活動の推進
- II 地域における子どもの読書活動の推進
- III 学校等における子どもの読書活動の推進
- IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

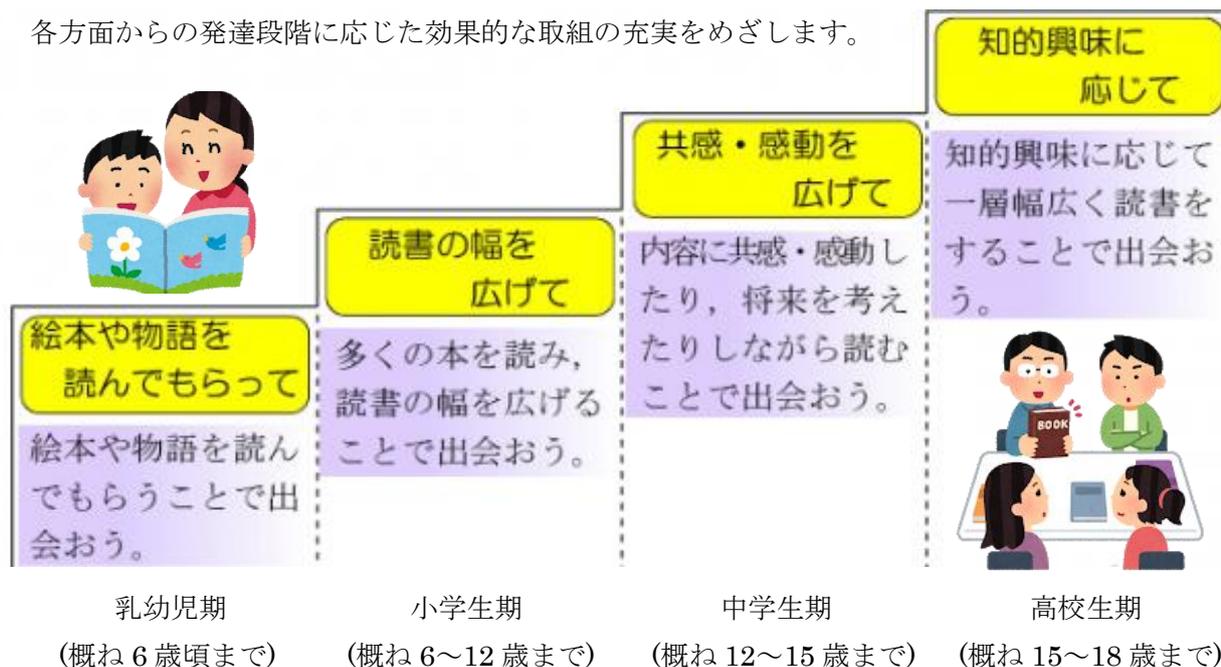
### 【スローガン】

「1日20分読書」運動 ～心に残る1冊の本との出会い～ ※県計画の踏襲

### 【子どもの発達段階に応じた読書のイメージ図】

「心に残る1冊の本との出会い」は、心を豊かにするだけではなく、夢や人生の指針を与えてくれるきっかけにもなります。

各方面からの発達段階に応じた効果的な取組の充実をめざします。



- 乳幼児期は、読み聞かせなど家族の協力が必要です。家族一緒に読書の習慣をつくりましょう。
- 小学生期は、言葉や文章の意味を考えながら音読することが大切です。朝や夕方音読習慣を身に付けましょう。
- 中学生期は、読書の幅を広げることが大切です。文学・科学・郷土など様々なジャンルの本に幅を広げてみましょう。
- 高校生期は、自分自身の生き方を見つけるためにも読書が大切です。いつも身近に1冊の本を置き1日20分の読書を心掛けましょう。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

### I 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが読書習慣を身に付けていくためには、日頃から身近な大人が読書に親しむ姿を目にすることが大切である。各家庭では「家族と一緒に20分」を合言葉に、家族そろっての読書活動を推進する。

#### 1 家庭における子どもの読書活動推進のための取組

##### (1) 家庭での実践

- ア 「1日20分読書」運動への取組を推進する。
- イ 我が家の「読書の日」「読書の時間」等を設定して取り組む。



##### (2) 家庭への支援

- ア 家庭での読書活動を支援するため、ブックスタート事業など、乳幼児期から読書活動をスタートするきっかけづくりに努める。
- イ 保護者の読書活動への関心を高めるため、家庭教育学級や諸行事、PTA研修会等を通じて意識の向上に努める。
- ウ 公立図書館などで、保護者を対象とした読書活動についての講座等を実施する。また、おはなし会や親子で読書に親しむ機会の提供に努める。
- エ 役場や公共機関など、子どもに関わる事業を行う施設において、本の紹介やチラシの配布等によって保護者への啓発を図る。

### II 地域における子どもの読書活動の推進

公立図書館は、子どもたちが読書の楽しみを知り、読書に親しむ契機となる場であり、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っているため、2ヶ所に設置されている図書館を有効に活用しなければならない。また、町内にはいくつかの読書ボランティアグループが活動し、子どもの読書活動の推進に大きく貢献していることから、これらの民間団体が十分な活動ができるよう環境整備を推進する。

## 1 地域における子どもの読書活動推進のための取組

### (1) 公立図書室

- ア 子どものあらゆる興味に対応できるよう、幅広い分野の図書や資料を収集する。
- イ 県立図書館と連携し、巡回文庫・貸出文庫を活用した図書や資料の充実を図る。
- ウ 子どもの読書に必要なスペースの確保や読書に適した環境等の整備に努める。
- エ 「おはなし会」や「子ども読書の日大会」等による幼児期から読書に対する興味付けを行う。
- オ 巡回図書車による、学校や公民館等での貸出等サービス提供の拡充と利用促進を図る。
- カ 公立図書室のオンライン化によるインターネット対応蔵書検索システムや、県立図書館等との横断検索システムを効果的に運用し、利用しやすい図書室運営に努める。
- キ 個人の読書履歴を記録することができる「読書通帳」サービスを周知・普及させることにより、子どもたちの読書への意欲の向上を図る。
- ク 図書館システムの活用等による学校への積極的な情報提供や、校内で実施される読書活動に対する支援に努める。
- ケ 障がいのある子どもが利用しやすいスペースや蔵書の確保に努める。
- コ 町内の各関係機関と、情報の共有と連携強化に努める。
- サ 中学生・高校生が薦める本のコーナーを設置し、不読率の改善に努める。

### (2) 民間団体等の活動に対する支援

- ア 民間団体が地域の実情に応じて、気軽に自由な活動が行えるように支援し、機会や場の提供に努める。
- イ 民間団体が活動しやすい環境を整備するため、情報交流や研修が行える場を提供することにより、関係各者の協力関係を構築する支援に努める。



## III 学校等における子どもの読書活動の推進

学校においては、国語科を中心に学習活動を通じて読書活動が推進されているが、さらなる意欲喚起や読書習慣の定着には、全教育活動を通じて読書活動を充実させていく必要がある。また、幼稚園・保育所等においても、幼児期に読書の楽しさと出会わせることが、その後の読書活動の基礎となるため、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会やスペースを確保することも重要であることから、教職員の理解を深めるとともに、保護者・ボランティア等との連携・協力を推進する。

### 1 学校における子どもの読書活動推進のための取組

#### (1) 子どもの読書習慣の確立・読書指導の充実

- ア 各校が子どもの実情に応じた「朝の読書」等、教員や児童生徒が読書をする時間の設定に努める。
- イ 公立・学校図書室の利用を指導計画に位置付け、意図的・計画的な読書指導の推進に努める。
- ウ 児童生徒の個々に応じた本の紹介や、読書の目標冊数設定の推進を図る。
- エ 友人同士で本を薦めあう活動の推進を図る。



- オ PTA 会員や各種関係機関（少年団・部活動等を含む）への啓発と十分な連携を図る。
- カ 図書委員会活動等の活性化を図る。
- キ 障がいのある子どもが読書活動を体験できるよう、実情に応じた選書や環境の工夫に努める。
- ク 学校図書館図書標準を参考にした、多様な興味・関心に応える計画的な図書資料の整備に努める。

## (2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

- ア 親子読書の意義、家庭における読書環境のあり方等についての家庭への啓発の促進に努める。
- イ 親子読書、音読、朝読み夕読みの取組等への支援並びにその促進に努める。
- ウ 教員だけの読書指導ではなく、ボランティアグループ等の活用による多様な読書活動の推進を図る。
- エ 公立図書室との連携、巡回文庫等による読書機会の提供に努める。

## (3) 全教職員の意識向上

- ア 読書担当教諭（司書教諭）及び司書補と連携を図り、全校体制による読書指導の推進を図る。
- イ 読書指導の先進的研究校、実践校の事例紹介等による情報共有や研修会等の充実に努める。

## 2 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動推進のための取組

### (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実

- ア 各施設の実情に応じた、安心して図書に触れることができるスペースの確保に努める。

### (2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

- ア 親子読書の意義、家庭における読書環境のあり方等についての家庭への啓発の促進に努める。
- イ 教員や保育士だけではなく、小・中・高校生やボランティアグループ等の協力による多様な読書活動の推進を図る。
- ウ 公立図書室との連携、巡回文庫等による読書機会の提供に努める。



## IV 子ども読書活動に関する啓発広報の推進

子どもの読書活動を推進するためには、各種情報を広く家庭や地域、学校等へ周知し関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める必要があることから、「子ども読書の日」や各種表彰等の積極的な活用を推進する。

### 1 「子ども読書の日」を中心とした取組

#### (1) 「子ども読書の日」を中心とした事業の推進

- ア 公立図書室において子ども読書の日（毎年4月23日）に近い親子読書会を「子ども読書の日大会」として開催し、読み聞かせや紙芝居、人形劇、シアター等を行い、子どもに読書の楽しさを伝える事業を実施する。

イ ポスターの配布や、子ども読書の日に関連した県立図書館等の巡回絵画展を活用した啓発に努める。

## 2 公立図書室、学校（図書室）、民間団体等における各種情報の収集、提供

### (1) 町広報紙等による啓発広報

ア 町報による定期的な公立図書室の新刊図書紹介や、各種イベントの周知に努める。

イ 公立図書室ホームページ（令和3年度開設）を効果的に活用し、読書活動の啓発に努める。

### (2) 学校等における啓発広報

ア 「図書室だより」等の定期的に発行し、新刊案内や図書委員会活動等の周知により子どもの読書意欲の喚起に努める。

イ 学校ホームページ等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・民間団体等における様々な取組等の情報を、広く町民に読書活動の周知を図る。

## 3 教育委員会（公立図書室）、学校（図書室）、民間団体及び個人における優れた取組の奨励

### (1) 県立図書館等が実施する各種表彰等への推薦

ア 町内において、子どもが読書に興味を持つような活動や、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、民間団体及び個人を把握し、これら優れた取組を表彰するなど奨励していく。

### (2) 学校等における各種表彰等の実践

ア 多読賞等の学校の実情に応じた表彰等を実施し、子どもの読書意欲の喚起に努める。

## 第3章 推進体制の確立

### I 子どもの読書活動推進体制の確立

子どもの読書活動推進のためには、公立図書室と学校図書室をはじめとする町内各機関との連携・協力が必要であり、各機関とのネットワークを構築するなかで、資料の相互貸与などお互いの機能を補い合って子どもの豊かな読書環境の推進に努める。

また、県立図書館との連携・協力の具体的な方策についての検討や関係者間の情報交換を行うため、教育委員会、公立図書室、学校、学校図書室、民間団体等の関係者からなる連絡会を設置し、推進体制の整備を図る。

### II 民間団体等との連携・協力体制の整備

地域における読書活動の推進を図るため、民間団体が主体性を持ちつつ、それぞれの活動をより充実させるため、お互いに連携・協力が図られるよう、町教育委員会は必要に応じて交流会や合同研修会等の場や機会を提供する。

### Ⅲ 財政上の措置

本推進計画に掲げられた各種施策を確実に実施するために、関係する機関はその役割に応じ、必要な財政上の措置を講じるよう努める。